

白岩産業団地分譲、貸付基本方針

第1 趣旨

白岩産業団地（以下「本団地」という。）は、熊本県の産業振興及び経済の活性化を図ることを目的として誘致企業、地域企業等に分譲、貸付けを行うものとする。

また、分譲、貸付けに当たっては、将来にわたり本団地の良好な環境、景観等を維持するため、以下の事項を定め分譲、貸付けを行うものとする。

第2 分譲、貸付対象業種

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる製造業及び運輸業とする。

ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りではない。

第3 対象企業の選定

分譲、貸付けを行う企業は、成長性及び安定性のある企業で県が適当と認めたものとする。

企業の選定にあたっては、事前に御船町の意見を聴取するものとする。

第4 区画の分割

原則として、区画の分割は行わないものとする。

ただし、本団地の環境及び景観形成上支障がなく、分割後の土地を分譲し、又は、貸し付けることが可能と認められる場合に限り、区画の分割ができるものとする。

第5 分譲価格及び貸付料

1 分譲価格は、別表のとおりとする。

2 貸付料については、別途定める「白岩産業団地普通財産貸付要綱」によるものとする。

第6 用途の指定

1 分譲の場合は、土地引渡しの日から3年以内に操業を開始するものとし、土地引渡しの日から10年間は、指定用途以外の用に供しないものとする。

2 貸付けの場合は、貸付開始日から3年以内に操業を開始するものとし、貸付期間満了の日まで指定用途に供しなければならないものとする。

第7 環境形成協定

本団地の良好な環境、景観等を維持するため、工場等の建設に先立ち環境形成協定を県と進出企業において締結するものとする。

第8 公害防止協定

工場等の建設に先立ち、御船町が必要とする場合は、進出企業と御船町で公害防止協定を締結するものとする。

第9 契約書等

土地譲渡契約書、普通財産貸付契約書、環境形成協定書等の様式については、城南工業団地の例による。

第10 その他

「熊本県白岩産業団地分譲基本方針(平成6年11月30日商工観光労働部長決裁)」及び「白岩産業団地分譲基本方針要項(平成8年4月19日商工観光労働部長決裁)」は、廃止する。

第11 施行日

この基本方針は、平成18年 4月 3日から施行する。